

# 平成27年度「大津百町百福物語」ブランド募集要項

## 1. 主催

大津物産振興支援事業委員会（事務局：大津商工会議所）

## 2. 事業目的

本事業は、かつて百町と称された地域（以下「対象地域」と略す）に関する物産品や様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品のうち、成長が期待できる商品を支援し、かつての百町の賑わいを市民の誇りとして次世代につなげつつ、産業振興に貢献することを目的に実施する。

## 3. 申請資格

- ① 大津地域に活動拠点を有する事業所（団体）
- ② 事業目的を理解し、主催者とともに持続的なブランド推進活動ができる事業所（団体）

## 4. 申請対象商品

申請対象商品は、以下のすべてに該当する必要がある。

- ① 対象地域の特産品ならびに様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品のうち、他地域の商品に負けない特徴、品質を有するもの。
- ② 市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している消費財（一般消費者が購入できるもの）であること。

## 5. 認定有効期間

平成29年3月31日までとし、更新については事業実施状況に応じて、今後検討する。ただし、辞退ならびに認定を取り消された場合は、その限りではない。

## 6. 申請・登録料

申請料は無料であるが、登録料は1登録商品ごとに年間10,000円とする。また、登録料は「大津百町百福物語」ブランド・プロモーション費用等に活用する。

## 7. 申請方法

所定の認定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに大津物産振興支援事業委員会あてに提出する。

- ① 申請期間：平成27年11月2日（月）～11月27日（金）
- ② 審査結果発表：28年1月中旬に審査・発表を予定
- ③ 申請用紙：様式1「認定申請書」

## 8. 提出書類（必須）

- ① 認定申請書 ※いただいた情報は、認定後、PR用ツールで活用する。
- ② 申請商品の写真データ ※認定後、PR用ツールで活用する。
- ③ 申請商品のカタログなど商品概要のわかるもの。

## 9. 提出書類（任意）

- ① 会社や申請商品、代表者に関する紹介記事（新聞、雑誌、書籍などの写し）
- ② 申請商品にかかる必要な営業許可、販売許可などの写し
- ③ 申請商品に特許権、商標権等を取得している場合はその写し

## 10. 選考方法

選考審査は、学識経験等幅広い層から大津物産振興支援事業委員会が選任した委員からなる評価・選考組織にて、選考基準に基づき審査する。なお、選考に当たっては商品説明について、プレゼンテーションを行うものとする。

提出書類は原則として返却しないものとする。また、必要に応じて、生産現場を訪問する場合がある。

### 11. 選考基準

「大津百町百福物語」ブランドの認定を受けるためには、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 多くの消費者に受け入れられる品質を有する自社商品であること。
- ② 安心、安全な商品であること。
- ③ 独創性や技術性など高い評価を得られるもの。
- ④ 対象地域内における様々な資源（素材・歴史・文化・技術）と申請商品との間に、関連するチャレンジ性（商品ストーリー等）があり、対象地域の活性化に貢献できること。
- ⑤ 申請商品に活用されている地域資源（素材・歴史・文化・技術）もしくは加工先が原則として対象地域内であること。
- ⑥ 申請事業所（団体）が事業目的を理解し、申請商品を通じた「大津百町百福物語」ブランドの推進に対し、前向きな姿勢であること。
- ⑦ 関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- ⑧ 他の特許品または登録品の模倣品ではないこと。

### 12. その他

- ① 「大津百町百福物語」ブランド認定後は、認定品の認知度向上に向けた取り組みを、認定品取扱い事業者と大津物産振興支援事業委員会が連携しながら進める。
- ② 商品名に「百町百福」を使用する場合は、『百町百福』の商標保有者である株式会社まちづくり大津と協議の上、「大津百町百福物語」ブランド登録料とは別途の料金が発生する。  
(別途費用に関する連絡先：株式会社まちづくり大津 担当：元田 電話：077-523-5010)

#### ※問い合わせ先

大津物産振興支援事業委員会（大津商工会議所内）

<住所> 〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階

<電話> 077-511-1500 <FAX> 077-526-0795

